第１号様式（第７条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**耐震診断結果報告命令書**

貴方が所有している川崎市　　区　　　　　　　　　に所在の建築物（以下「本件建築物」という。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

１　本件建築物の概要

（１）建築物の名称

（２）建築物の位置　　川崎市　　　区

（３）用途

２　命ずる措置

（１）命令内容

本件建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第５条第１項各号のいずれかに掲げる者により行わせた平成18年国土交通省告示第184号別添第１に規定する建築物の耐震診断の指針に適合する耐震診断の結果を、規則別記第１号様式による報告書にて履行期限までに川崎市長に報告すること。

（２）履行期限　　　　　年　　　月　　　日

３　命令の事由

４　連絡先

　　川崎市川崎区宮本町６番地

　　明治安田生命ビル８階

　　川崎市まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課耐震化支援担当

　　電話番号　044-200-3017

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注意）　　この命令に伴い、法第８条第２項の規定に基づき、当該命令に係る本件建築物の所有者の氏名、名称、位置、用途、並びにこの命令を発令した年月日及びその内容を、川崎市まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課の窓口及びインターネットに公表いたします。

　　　　　　また、この命令に違反した場合は、法第43条の規定により、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

第２号様式（第７条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**耐震診断結果報告是正命令書**

貴方が所有している川崎市　　区　　　　　　　　　に所在の建築物（以下「本件建築物」という。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第７条の規定に基づき提出された耐震診断の結果の報告は、次のとおり不適切な事項が認められたため、法第８条第１項の規定に基づき、次の期限までに是正することを命じます。

１　本件建築物の概要

（１）建築物の名称

（２）建築物の位置　　川崎市　　　区

（３）用途

２　不適切と認められる事項

３　履行期限　　　　　年　　　月　　　日

４　連絡先

　　川崎市川崎区宮本町６番地

　　明治安田生命ビル８階

　　川崎市まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課耐震化支援担当

　　電話番号　044-200-3017

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注意）　　この命令に伴い、法第８条第２項の規定に基づき、当該命令に係る本件建築物の所有者の氏名、名称、位置、用途、並びにこの命令を発令した年月日及びその内容を、川崎市まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課の窓口及びインターネットに公表いたします。

　　　　　　また、この命令に違反した場合は、法第43条の規定により、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

第３号様式（第８条、第10条、第24条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**地震に対する安全性に関する指示書**

次に掲げる建築物の地震に対する安全性に関する事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第　条第　項の規定に基づき、次のとおり指示します。

１　建築物の名称

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　指示内容

第４号様式（第９条、第11条、第23条、第25条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**地震に対する安全性に関する報告を求める旨の通知書**

次に掲げる建築物の地震に対する安全性に係る事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第　条第　項の規定に基づき、次のとおり報告を求めます。

１　建築物の位置　　川崎市　　　区

２　認定番号　　　　第　　　号

３　認定年月日　　　　　年　　月　　日

４　報告を求める事項

５　報告期限　　　　　年　　月　　日

第５号様式（第９条、第11条、第23条、第25条関係）

**地震に対する安全性に関する報告書**

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

報告者（所有者）

氏　　名

住　　所　〒　　　－

電話番号　　　　　－　　　　　－

次に掲げる建築物の地震に対する安全性に関する事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第　条第　項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　建築物の名称

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　報告内容

第６号様式（第12条関係）

**事前協議書**

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

　次のとおり、耐震改修計画の認定について事前協議します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者（所有者） | 氏名　 | 電話番号　 |
| 住所　 |
| 事業者（設計者） | 会社名等　 |
| 設計者名　 | （□１級　□２級　□木造）建築士（　　　　　　）登録　第　　　号 |
| 電話番号　 |
| 住所　 |
| 建築物概要 | 建築物名称 |  |
| 建築物所在地 | 川崎市　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　（地番表記） |
| 建築物住所 | 川崎市　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　（住居表記） |
| 確認済証 | (新築)　　　　年　　月　　日第　　　　　号 | (増築等)　　　　年　　月　　日第　　　　　号 |
| 検査済証 | (新築)　　　　年　　月　　日第　　　　　号 | (増築等)　　　　年　　月　　日第　　　　　号 |
| 構造 | □木造　　□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造□鉄骨造　□その他（　　　　　　　　　　　　造） |
| 階数 | 地上　階、地下　階 | 用途 |  |
| 延べ面積 | ㎡ | 建築面積 | ㎡ |
| 事業概要 | 事業内容 | □耐震改修　□増築　□改築　□大規模の修繕　□大規模の模様替 |
| 建築確認 | □要　□不要 |
| 耐震診断の評価 | □有　□無 | 判定機関名 |  |
| 取得年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 耐震設計の評価 | □有　□無□取得予定 | 判定機関名 |  |
| 取得年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 耐震設計の内容 | □壁増設　□ブレース増設　□柱補強　□スリット　□外付け　□免振・制振　□その他（　　　　） |
| 耐震改修の着手予定時期 | 　　年　　月　　日 |
| 添付資料 | □省令第28条に規定する書類□建築確認が必要な場合、建築確認申請等事前審査願書、事前協議報告書 |

第７号様式（第13条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

（あて先）建築主事　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**建築主事同意依頼書**

次に掲げる建築物の耐震改修の計画に係る、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第１項（法第18条第１項）の認定をすることについて、法第17条第３項について確認したので、法第17条第４項（法第18条第２項において準用する法第17条第４項）の規定に基づき、貴職の同意を求めます。

１　申請者住所及び氏名

（１）住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（２）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の名称

４　計画の認定の申請

（１）受付番号　　　　　第　　号

（２）受付年月日　　　　　年　　月　　日

第８号様式（第13条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

（あて先）川崎市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築主事

**建築主事審査結果通知書**

次に掲げる建築物の耐震改修の計画に係る、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第４項（法第18条第２項において準用する法第17条第４項）の規定に基づく同意について、次のとおり通知します。

１　申請者住所及び氏名

（１）住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（２）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の名称

４　計画の認定の申請

（１）受付番号　　　　　第　　号

（２）受付年月日　　　　　年　　月　　日

５　審査の結果

　□同意

　□不同意

　　本申請は、次の規定に抵触しています。

第９号様式（第14条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

（あて先）川崎市消防長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**消防長同意依頼書**

次に掲げる建築物の耐震改修の計画に係る、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第１項（法第18条第１項）の認定をすることについて、法第17条第５項（法第18条第２項において準用する法第17条第５項）の規定に基づき、貴職の同意を求めます。

１　申請者住所及び氏名

（１）住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（２）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の名称

４　計画の認定の申請

（１）受付番号　　　　　第　　号

（２）受付年月日　　　　　年　　月　　日

第10号様式（第14条関係）

　　年 月 日

（あて先）川崎市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防長

**消防長審査結果通知書**

次に掲げる建築物の耐震改修の計画に係る、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第５項（法第18条第２項において準用する法第17条第５項）の規定に基づく同意について、次のとおり通知します。

１　申請者住所及び氏名

（１）住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（２）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の名称

４　計画の認定の申請

（１）受付番号　　　　　第　　号

（２）受付年月日　　　　　年　　月　　日

５　審査の結果

　□同意

　□不同意

　　本申請は、次の規定に抵触しています。

第11号様式（第14条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

（あて先）川崎市消防長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**消防長意見照会書**

次に掲げる建築物の耐震改修の計画に係る、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第３項第４号（法第18条第２項において準用する法第17条第３項第４号）に掲げる基準に適合するか否かについて、貴職の意見を求めます。

１　申請者住所及び氏名

（１）住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（２）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の名称

４　計画の認定の申請

（１）受付番号　　　　　第　　号

（２）受付年月日　　　　　年　　月　　日

第12号様式（第14条関係）

　　年 月 日

（あて先）川崎市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防長

**消防長意見書**

次に掲げる建築物の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第３項第４号（法第18条第２項において準用する法第17条第３項第４号）に掲げる基準に適合するか否かについて、次のとおり回答します。

１　申請者住所及び氏名

（１）住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（２）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の名称

４　計画の認定の申請

（１）受付番号　　　　　第　　号

（２）受付年月日　　　　　年　　月　　日

５　審査の結果

　□支障なし

　□支障あり

　　本申請は、次の規定に抵触しています。

第13号様式（第15条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

（あて先）建築主事　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**建築主事への通知書**

次に掲げる建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第３項に基づく計画の認定をしたため、法第17条第10項の規定に基づき、通知します。

１　認定番号　　　　　第　　　号

２　認定年月日　　　　　年　　月　　日

３　建築物の位置　　川崎市　　　区

４　建築物の概要

（１）用途

（２）延べ面積　　　　　㎡

（３）その他の事項

第14号様式（第16条、第21条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**認定をしない旨の通知書**

年　　月　　日付けで建築物の耐震改修の促進に関する法律第　　条第　項の規定に基づき申請された次に掲げる建築物の認定について、同項の認定をしないことを決定したので、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領第　条の規定に基づき、通知します。

１　申請年月日　　　　　年　　月　　日

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の概要

（１）用途

（２）延べ面積　　　　　㎡

（３）その他の事項

４　認定できない理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第15号様式（第17条関係）

**認定申請取下届**

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

申請者（所有者）

氏　　名

住　　所　〒　　　－

電話番号　　　　　－　　　　　－

年　　月　　日付けで建築物の耐震改修の促進に関する法律第　　条第　項の規定に基づき申請した次に掲げる建築物の認定について、次の理由により申請を取り下げたいので、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領第　　条の規定に基づき、届け出ます。

１　申請年月日　　　　　年　　月　　日

２　建築物の位置　　川崎市　　　区

３　建築物の概要

（１）用途

（２）延べ面積　　　　　㎡

（３）その他の事項

４　取下げの理由

第16号様式（第18条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**計画認定建築物の耐震改修に関する報告を求める旨の通知書**

次に掲げる計画認定建築物の耐震改修の状況について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定に基づき、次のとおり報告を求めます。

１　建築物の位置　　川崎市　　　区

２　認定番号　　　　第　　　号

３　認定年月日　　　　　年　　月　　日

４　報告を求める事項

５　報告期限　　　　　年　　月　　日

第17号様式（第18条関係）

**計画認定建築物の耐震改修に関する報告書**

年　　月　　日

（あて先）川崎市長

報告者（所有者）

氏　　名

住　　所　〒　　　－

電話番号　　　　　－　　　　　－

次に掲げる計画認定建築物の耐震改修の状況について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　建築物の位置　　川崎市　　　区

２　認定番号　　　　第　　　号

３　認定年月日　　　　　年　　月　　日

４　報告内容

第18号様式（第19条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**改善命令書**

次に掲げる計画認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

１　建築物の位置　　川崎市　　　区

２　認定番号　　　　第　　　号

３　認定年月日　　　　　年　　月　　日

４　改善命令の内容

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第19号様式（第20条、第22条関係）

第　　　　 号

　　年 月 日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長名

**認定取消通知書**

次に掲げる建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第　　条第　項の規定に基づき、認定を取消しましたので、通知します。

１　建築物の位置　　川崎市　　　区

２　認定番号　　　　第　　　号

３　認定年月日　　　　　年　　月　　日

４　取消の理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

参考様式（第５条関係）

耐震関係規定

大臣基準

　　　　　　　適合証明書

年　　月　　日

所有者　あて

調査者　住所

氏名

１．調査者

【資格】　　　　 （　　　）級建築士（　　　）登録（　　　）号

【建築士事務所名】（　　　）建築士事務所（　　　）知事登録第（　　　）号

【所在地】

【電話番号】

２．対象建築物

【地名地番】

【建築物の階数】地上（　　　）階　地下（　　　）階

【延べ面積】（　　　）㎡

【建築面積】（　　　）㎡

【構造方法】（　　　）造　一部（　　　）造

【用途】

３．確認内容

建築

耐震改修

耐震診断

（１）当該建築物については、　　年　　月　　日に　　　　　　　　が完了

して以降、現在に至るまで、構造上影響のある変更、耐震上有害な劣化、

損傷がないことを確認しました。

（２）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第33条１項１号又は同条２項１号の認定の申請をする場合については、以下の項目についても確認しました。

□省令第33条第１項第１号に規定された図書どおりに当該工事が完

了されたこと

□建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第17条の認定を受けた計画どおりに耐震改修工事が実施されたこと

４．証明事項

耐震関係規定

法第22条第２項の国土交通大臣が定める基準

よって、この建築物は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に適合

していることを証明します。